

別表		心身の状態の情報の分類	該当する健康情報等					健康情報等を取り扱う者の範囲				
			健康診断	長時間労働	ストレスチェック	治療と仕事の両立	その他	社長、役員 人事部門の長	産業医、 産業看護職	衛生管理者、 (安全)衛生推進者	労働者本人 の所属長	人事部門の長以外 の人事・労務管理担 当者
①	労働安全衛生法令に基づき、事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報	健康診断の受診・未受診の情報  健康診断の事後措置について医師から聴取した意見  医師・意見を踏まえて事業者が講じた措置の内容	長時間労働者による面接指導の申出の有無  長時間労働者に対する面接指導の事後措置について、医師から聴取した意見  医師・意見を踏まえて事業者が講じた措置の内容	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無  ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について、医師から聴取した意見  医師・意見を踏まえて事業者が講じた措置の内容			◎	○	○	△	△	
②	労働安全衛生法令に基づき、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが、適当である心身の状態の情報	健康診断の結果(法定の項目)  健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに限る)  保健指導の実施の有無(法令に基づく場合)  保健指導の結果(法令に基づく場合)	長時間労働者に対する面接指導の結果	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果  ※ストレスチェックの個人結果を、事業者が"実施者"又は本人から取得するには、本人の同意が必要！		健康相談の実施の有無(法令に基づく場合)  健康相談の結果(法令に基づく場合)	△	○	○	△	△	
③	労働安全衛生法令において、事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて、運用することが必要である心身の状態の情報	健康診断の結果(法定外項目)  保健指導の結果(法令に基づかない場合)  健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものを除く)  健康診断の精密検査の結果  がん検診の結果			治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書  通院状況等疾病管理のための情報	健康相談の結果(法令に基づかない場合)  職場復帰のための面接指導(面談)の結果  産業保健業務従事者が労働者の健康管理を通じて得た情報  任意に労働者から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△	△	